

令和 5 年 度

岐阜市内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

岐 阜 市 監 査 委 員

(令和 6 年 8 月)

岐阜市監第134号

令和6年8月19日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市監査委員 中 本 一 美

同 御子柴 慎

同 浅 野 裕 司

同 石 原 宏 基

令和5年度岐阜市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により令和5年度
岐阜市内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

「令和5年度岐阜市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

市長が作成した令和5年度岐阜市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点等から審査を行った。

3 審査の期間

令和6年7月26日から令和6年8月16日まで

4 審査の実施内容

「岐阜市監査基準」（令和2年3月30日決定）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価報告書審査実施要領（令和4年6月22日決裁）を作成し、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料の確認や必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかの審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、審査の過程において、報告書に記載された以下の運用上の重大な不備10件を含む運用上の不備39件を市長が把握していることを確認した。

＜報告書に記載された運用上の重大な不備＞

- ①公用車の自動車損害賠償責任保険料の未精算（行政部）
- ②岐阜市スポーツ推進委員報酬の支払遅延（ぎふ魅力づくり推進部）
- ③支え合いの仕組みづくり推進事業業務委託料の支払遅延（福祉部）
- ④障がい者就労支援事業業務委託料の支払遅延（福祉部）
- ⑤岐阜市基準緩和型訪問介護サービス従事者育成研修業務委託の委託料の支払遅延（福祉部）
- ⑥他市町村課税者に対する介護保険料等の過少徴収・過払い（福祉部）
- ⑦介護保険料口座振替に係る事務処理誤り（福祉部）
- ⑧道路維持管理業務における不適正な事務処理（基盤整備部）
- ⑨一般コミュニティ助成事業に基づく市補助金交付事業に係る支払遅延（市民協働推進部）

⑩漏水箇所の把握・修繕の遅延（教育委員会）

5 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

なお、下記意見に留意されたい。

（報告書附属資料の評価における基準等に関する意見）

内部統制の不備が重大な不備に当たると判断した理由がより明確となるよう、以下の記載内容について検討されたい。

- （１）「大きな経済的・社会的な不利益」に該当すると判断する際の基準となる項目及び内容
- （２）重大な不備と判断した事案について、事案の概要における＜重大な不備の該当性＞の説明

